

幸手市テニス協会会則

2019. 04.

第1章 総 則

- 第 1 条 本会は、幸手市テニス協会（以下『本会』）と称する。
- 第 2 条 本会は幸手市内のテニス団体を統括し、テニスの普及発展を図ることにより、会員の健康増進と親睦および健全明朗な地域社会の維持発展に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 市内テニス大会の開催、その他諸事業に対する後援及び幸手市ランキングの決定
 2. 市民体育大会への参加
 3. 県大会への選手派遣
 4. その他本会目的達成に必要な諸事業
- 第 4 条 本会は、幸手市内のテニス統括団体として、埼玉県テニス協会ならびに幸手市体育協会に加盟する。
- 第 5 条 本会の事務所は、会長の指定するところに置く。

第2章 協 会 加 盟

- 第 6 条 1. 本会は、市内及び近隣に所在し本会に加盟するテニス愛好団体（以下加盟団体という）をもって組織し、加盟団体に所属することにより当協会の会員となる。
2. 市内在住者および在勤者は、個人で本会に加盟することができる。（以下個人会員という）
- 第 7 条 1. 加盟団体になろうとするテニス愛好団体は、団体の役員および会員名簿を作成の上協会へ加盟申込みをおこなう。個人加盟は、加盟申込書を作成し、加盟申込みをおこなう。また、退会しようとする団体・個人は、その理由を記して届出るものとする。
2. 入会は、本会常務理事会で審議し、理事会で承認を行う。
- 第 8 条 加盟団体・個人会員は、別に定める会費を毎年4月総会までに納入するものとする。
- 第 9 条 加盟団体・個人会員が本会則に違反するか、または、本会の名誉に傷をつけた行為ありと認められた時は、理事会の決議により除名することができる。

第3章 役 員

- 第10条 本会に次の役員を置く。
- | | |
|-------|-------------|
| 会 長 | 1名 |
| 理 事 長 | 1名 |
| 常務理事 | 若干名（理事より選任） |
| 理 事 | 各加盟団体数 |
| 会 計 | 1名（理事より選任） |

広 報 1名（理事より選任）

監 事 1名（理事より選任）

事務局 1名

他に、顧問を置くことができる。

（会長）

- 第11条
1. 会長は、理事の互選とする。
 2. 会長は本会を代表し、会務を統括し、総会・常務理事会・理事会の議長となる。
 3. 会長は理事の資格を有する。
 4. 会長の任期は、1期2年とする。再任を妨げない。

（常務理事）

- 第12条
1. 理事長は理事の中より会長が推挙し、総会で承認する。
 2. 理事長は常務理事会を組織し、会務に必要な事項および緊急事項を審議し、これを執行する。

（理事）

- 第13条
1. 理事は各団体から推挙し、総会で承認する。
個人会員が理事になるには、「協会への協力が顕著である」と理事よりの推薦があった場合、常務理事会にて審議し、理事会にて承認を受けた後、理事の資格が得られる。
 2. 会長が理事から選出された場合は、会長の属する団体から新たに理事を推挙できる。
別に会長は理事若干名を推薦することができる。
 3. 理事長は理事会を組織し、総会・理事会の決議事項を執行する。

（会計・広報・監事・事務局）

- 第14条
1. 会計・広報・監事および事務局は会長が指名し、総会で承認する。
 2. 会計は本会の会計を担当する。
 3. 広報は本会の運営に関する広報を担当する。
 4. 監事は本会の会計を監査する。
 5. 事務局は本会の会務を処理する。

（顧問）

- 第15条
1. 顧問は総会で推挙し、会長が委嘱をする。
 2. 顧問は総会に出席し諮問に応ずる。
 3. 任期は定めない。

（役員任期）

- 第16条
1. 役員任期は2年とし再任を妨げない。任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行う。但し、広報・監事は、1年とする。
 2. 役員補充による役員任期は前任者の残余期間とする。

（外部対応役員）

- 第17条
1. 他に外部組織に加盟した場合、別に委員を会長が指名し、総会で承認する。
 2. 本会の代表として、出席をする。

第4章 会 議

- 第18条 本会の会議は、総会、および理事会、常務理事会とする。
- 第19条 1. 会議は、各構成委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
2. 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。
3. 会議の構成員は、書面により、または代理人に委任することにより議決に参加することができる。
- 第20条 総会は、会長が召集し、その目的、日時および場所を10日前までに通知しなければならない。
- 第21条 定期総会は、毎年1回4月に開催し、次の議案を審議する。
1. 予算および決算
2. 事業計画および会務事務報告
3. 本会則で規定した事項
4. その他必要事項
- 第22条 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または5分の1以上の会員から要請のあったとき、随時これを開催する。
- 第23条 常務理事会は、会長が召集する。
- 第24条 理事会は、会長が必要と認めるとき、または5分の1以上の会員から要請のあったとき、随時これを開催する。

第5章 会 計

- 第25条 本会の経費は次に掲げるもので支弁する。
1. 会員負担金
2. 賛助会費
3. 事業収入
4. その他の収入
- 第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。
- 第27条 予算は、会計年度の初めに総会の承認を得て決定する。
決算は、会計年度の終了後、会計監事の監査を経て総会に報告し、その承認を得なければならない。

付 則

1. 本会則は総会の決議がなければ変更することができない。
2. 本会則の執行に必要な細則は常務理事会・理事会で別に定める。
3. 本会則は平成12年5月28日から改正施行する。
4. 本会則は平成15年3月から一部改正する。
5. 本会則は平成25年4月から一部改正する。
6. 本会則は平成25年9月から一部改正する。
7. 本会則は平成31年4月から一部改正する。